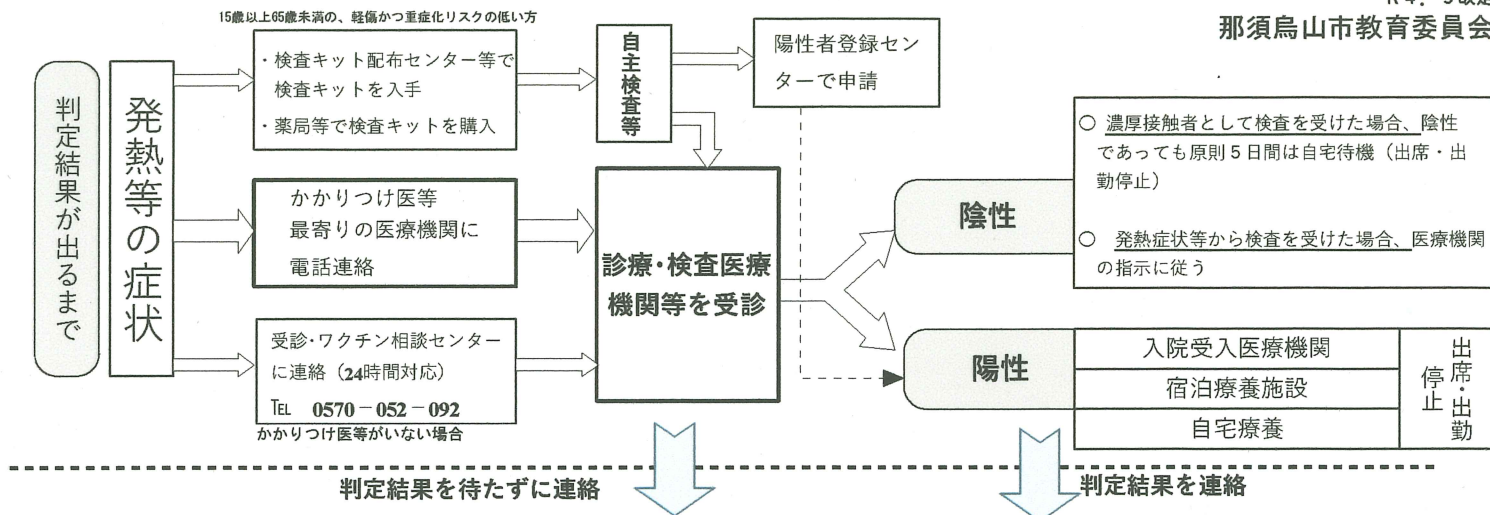


市内小中学校においてお子さまや教員に新型コロナウイルス感染疑い、または感染者が発生した場合の対応

R4.9改定

那須烏山市教育委員会



小中学校の対応

- お子さま、または教員がPCR検査または抗原定性検査を実施したことを確認した場合

- ・ 該当するお子さま、教員の活動範囲の調査
- ・ 該当学級・学年の休業 (5日程度) に備えた準備
- ・ 学校医、PTA会長等への連絡
- ・ 市教育委員会への情報提供準備 (出席・勤務状況、校内の活動状況、他の生徒の健康状況等)

- お子さま、または教員が感染者であることが判明した場合

※学級・学校内での感染拡大の可能性を調査し、臨時休業等の対応を検討する

- ・ 情報収集 (行動歴等)
- ・ 保護者、学校医、PTA会長等へ連絡
- ・ 他の児童生徒の健康状態把握
- ・ 校内の消毒対応
- ・ 感染症対策の継続

A 家族の職場や※学校の人

【A-1】

家族の職場や学校に濃厚接触者がいた場合

- ① 通常登校

※ここ【A】で指す「学校」とは、兄弟姉妹などが通っている別の校種も含みます。

【A-2】

家族の職場や学校に感染者 (陽性者) がいた場合

- ① 家族が濃厚接触者に該当しなければ通常登校
- ② 家族が濃厚接触者に該当したとき
⇒ B-1 ① または ② の対応へ

B 家族 (同居人) や学級

【B-1】

お子さまの家族 (同居人) や同じ教室の友達 (担任含) が濃厚接触者となった場合

- ① お子さまはまだ濃厚接触者に当たらないので通常登校できる。
- ② しかし、保護者から、感染の可能性が高まっているなどの申し出により、合理的な理由があると学校長が判断した際には、出席停止とする。

【B-2】

お子さまの家族 (同居人) や同じ教室の友達 (担任含) が感染者 (陽性者) となった場合

- ① 学校、市教委などの調査により濃厚接触者と判断
⇒ C-1 の対応へ
- ② 濃厚接触者でないと判断
⇒ B-1 ① または ② の対応へ

C お子さま

【C-1】

お子さまが濃厚接触者となった場合

- ① PCR検査 (抗原定性検査) を受ける
・ 陽性であった場合 ⇒ C-2 の対応へ
・ 陰性であった場合
⇒ 原則5日間は自宅待機 (出席停止)
- ② PCR検査 (抗原定性検査) を受けない
【無症状の場合など】
⇒ 陰性の対応と同じ (出席停止)

【C-2】

お子さまが感染者 (陽性者) となった場合

- ① 出席停止となる
⇒ 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合登校可
※無症状の場合、検体採取日から7日間経過後に登校可 (5日目の検査キットで陰性の場合は、6日目に解除可能)

濃厚接触者の場合

感染者の場合

低

学級・学校内での感染拡大の可能性の検討

高

通常登校

【A-1】
【A-2】
※注意観察
【B-1】
【B-2】
【C-1】

学級休業 (5日程度)

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等【C-2】の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者【C-2】が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ その他、設置者が必要と判断した場合 (※ただし、学校に1週間以上来ていない者の発症は除く。)

学年休業 (5日程度)

複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校全体の臨時休業 (5日程度)

複数の学年を休業するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※感染拡大の状況によっては、市教育委員会の判断により学級休業・学年休業・学校全体の臨時休業の範囲や期間を決定することがあります。